

景観法・厚木市景観条例

平成22年10月 施行

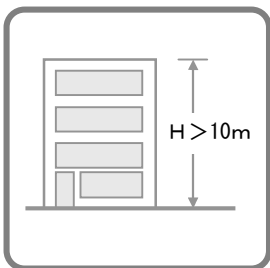
厚木市全域（景観計画区域）において、一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築等や開発行為を行う場合は事前の届出が必要となります。

届出対象となる行為については「**厚木市景観計画**」に定められた景観形成基準・景観形成ガイドラインを基に計画してください。

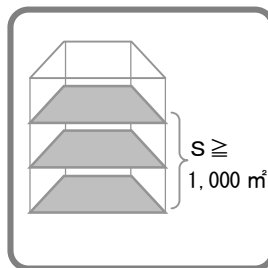
届出が必要な行為

建築物

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



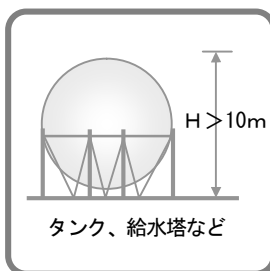
又は



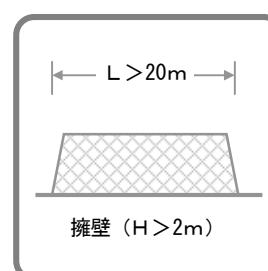
当該建築物の高さが10mを超えるもの
又は
床面積の合計が1,000㎡以上のもの

工作物

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



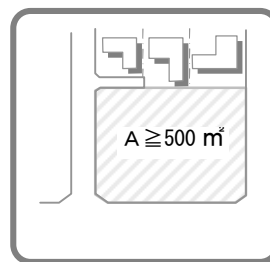
又は



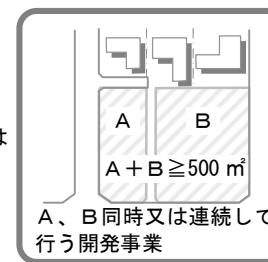
当該工作物の高さが10mを超えるもの
又は
高さが2mを超える擁壁で長さの合計が20mを超えるもの

開発行為

※都市計画法上の開発行為



又は



事業区域面積が500㎡以上であるもの
又は
隣接する区域が同時又は連続して行われる事業で合計面積が500㎡以上であるもの

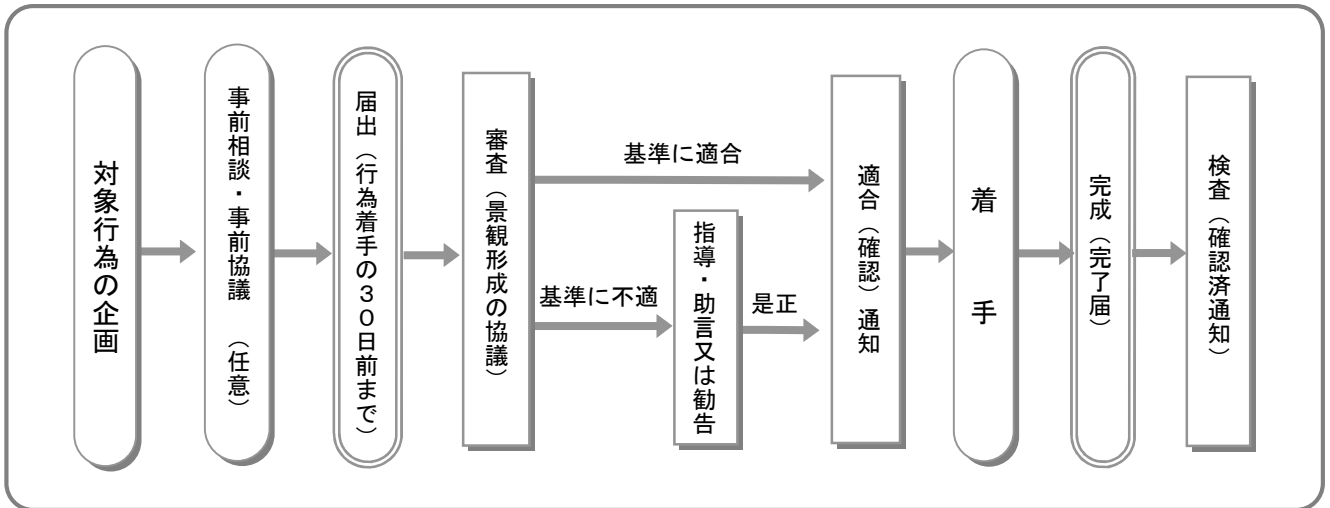
特定届出対象行為

届出対象行為

届出手続

「届出対象行為」に該当する場合は、「景観計画区域内行為届出書」を提出し、景観形成基準への適合審査を受ける必要があります。

また、届出対象行為のうち、「建築物」及び「工作物（建築基準法施行令第138条に規定するもの）」に関する行為を法第17条第1項に基づく「特定届出対象行為」とし、これらの行為が景観形成基準に適合しない場合、市長は変更命令等をすることができます。



事前相談

企画段階の早い時期に、市の担当窓口にご相談をお願いします。厚木市景観形成ガイドラインを活用し、計画地の立地条件などをはじめ、事前協議や届出の手順を説明します。

また、届出が必要でない行為についても、ぜひご相談ください。

事前協議

景観法及び景観条例に基づく届出が必要な行為については、企画段階の早い時期に「事前協議書」を提出し、事前協議を行ってください。(添付書類は、位置図だけでも協議を開始することが可能です。)

事前協議書を提出することにより、共通認識をもって2回、3回と協議を進める事ができるばかりではなく、最終計画図面等と景観チェックシートの提出まで事前協議を済ませておけば、行為届出書を提出した際には、勧告・変更命令・指導の対象から外れることになります。

届出

行為に着手する **30日前までに「行為届出書」を提出**してください。

届出にあたっては、事前協議を行った場合、その協議内容を反映し、良好な景観づくりに配慮した計画としてください。

なお、届出に係る行為が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、届出者に対し、「適合（確認）通知書」により、法第18条に定める30日の行為の着手の制限を解除します。

完了報告

行為が完了したら、速やかに「完了届」を提出してください。行為届出書の内容と相違がないか、現場又は提出図書等により検査を行います。良好な結果であれば「確認済書」の通知をもって手続き終了となります。

届出に必要な書類

- ・ 厚木市景観計画区域内行為届出書（正副2部）
- ・ 添付図書（図面は着色付き）
- ・ 現況写真（カラー、2方向以上）
- ・ 厚木市景観チェックシート
- ・ 委任状（代理人が手続きを行う場合）

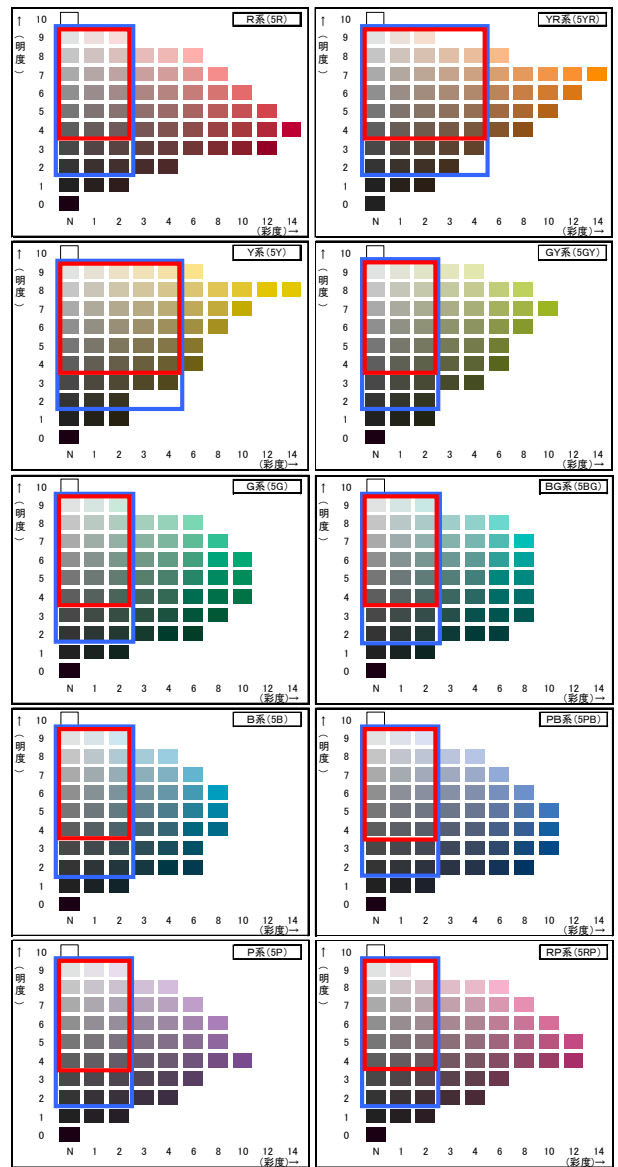
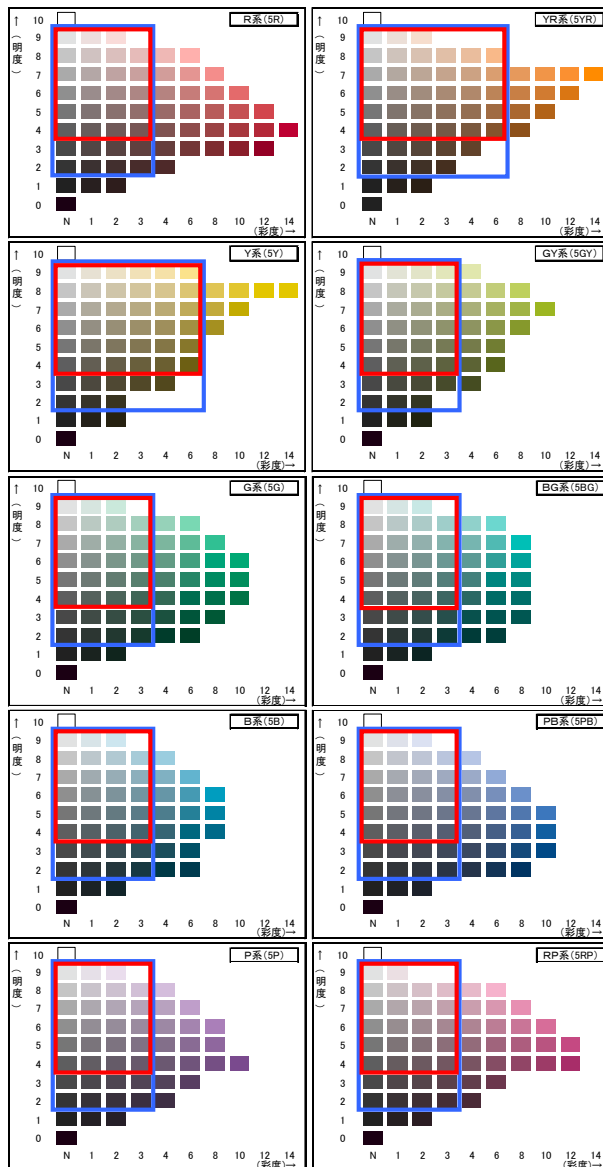
●景観形成基準

基 準					
○建築物等の外観に用いる色彩は、以下に掲げる範囲とする。ただし、表面に着色していない自然素材の色彩及び商業系用途地域（商業地域、近隣商業地域）内において、小面積（立面積の5%以内）で使用するアクセント色についてはこの限りではない。					
		色彩基準（マンセル値）			
市街化区域 〔市街地景観 新市街地景観〕	色相	外壁色		屋根色	
	YR(黄赤)、Y(黄)	4以上	6以下	2以上	6以下
	N(灰)	9以下	—	9以下	—
	その他の色相		3以下		3以下
市街化調整区域 〔山地景観 里山・田園景観〕	色相	外壁色		屋根色	
	YR(黄赤)、Y(黄)	4以上	4以下	2以上	4以下
	N(灰)	9以下	—	9以下	—
	その他の色相		2以下		2以下

厚木市景観計画 21～23 ページ参照

市街化区域

市街化調整区域




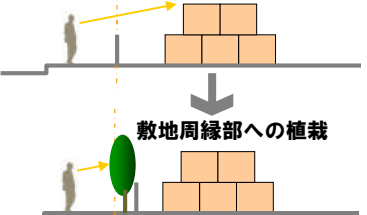


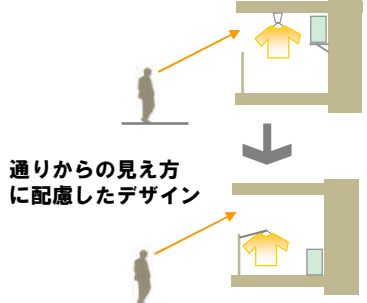
《範囲》 □ 外壁色 □ 屋根色

※ 印刷のため実際の色とは異なります。

《景観形成ガイドライン》

景観区分（a 山地景観 ・ b 里山・田園景観 ・ c 市街地景観 ・ d 新市街地景観）にあった景観形成ガイドラインを活用して、景観チェックシートを記入して下さい。

【景観形成ガイドライン】の一例（各景観区分より抜粋）

配慮事項	参考例
<p>①自然景観になじませる</p> <p>○周辺の景観に考慮し、勾配屋根を用いる、高さを抑えるなど、施設の配置や形態、意匠等に配慮する。</p>	
<p>②緑化等により周辺環境と調和させる</p> <p>○殺風景になりがちな駐車場や資材等置場、日常の生活環境と区分したい墓地等の敷地周縁部に植栽を施し、周辺環境との調和を図る。</p>	
<p>○やむを得ず擁壁を設ける場合は、擁壁前面の緑化や化粧擁壁など、周辺への圧迫感の軽減を図る。</p>	
<p>③街なみへの違和感・圧迫感を軽減する</p> <p>○建築物の外壁や屋根など広い面積で使用する色は、周辺の自然色との調和に配慮し、高彩度色の使用は避ける。 [※P. 24、25「用途地域別 色彩誘導ガイド」ライン] 参照</p>	
<p>○共同住宅においては、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えないよう工夫する。</p>	

詳細は、厚木市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

産業・まちづくり → 都市計画 → 景観

問い合わせ先	
〒243-8511 厚木市中町3-17-17	
まちづくり計画部 都市計画課 都市計画係	
TEL (046) 225-2401	FAX (046) 222-8792